

その表示大丈夫!?

食品の虚偽誇大広告等の禁止

健康増進法では、**食品として販売する物**に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果等（「**健康保持増進効果等**」といいます。）について、「**著しく事実に相違する**」又は「**著しく人を誤認させるような**」表示（「**虚偽誇大広告等**」といいます。）を禁止しています。（健康増進法第31条第1項）



広告その他の表示中には、必ずしも健康保持増進効果等が実証されていないにもかかわらず、それらの効果を期待させる虚偽誇大広告等が見受けられます。これらの広告等が放置された場合、疾病を抱える消費者が適切な診療機会を逸してしまう等、健康に重大な支障が生じるおそれがあります。



健康保持健康効果等を表示しようとする者には、消費者がその食品の内容を理解し、適切に摂取することができるよう、**健康保持増進効果等について、客観的で正確な情報を伝える責務があります!**

誇大表示の禁止に関する情報

＼ 過度な期待感を与える広告には気を付けよう ／

- 消費者庁ホームページ【健康や栄養に関する表示の制度について】
誇大表示の禁止に関する詳細は、消費者庁のホームページから 関連通知をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/#m06
- 東京都ホームページ【食品衛生の窓】
東京都のホームページでも、誇大表示についての概要を知ることができます。
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hyouji/shokuhyouhou_eiyoubokudai.html



虚偽誇大広告等の禁止についての御相談は、所管の保健所へお問合せください。